

論点検討資料（議会）（案）

【条例素案（たたき台）】

第2節 議会

（議会の役割と責務）

第〇条 議会は、直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であり、市民の意思を市政に反映させるよう努めるものとする。

2 議会は、積極的に調査研究を行うなど政策形成機能の充実に努めるとともに、市政運営に対する監視機能としての役割を果たすものとする。

3 議会は、議会活動に関する情報を市民に広くわかりやすく提供するなど、開かれた議会運営に努めるものとする。

（議員の役割と責務）

第〇条 議員は、前条に規定する議会の役割および責務を十分認識し、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

2 議員は、自己研鑽に努めるとともに、地域の課題および市民の意見を把握し、総合的な視点に立って、市民の信託にこたえるものとする。

【市民委員会の提言】

5 議会・議員の役割と責務

▪ 議会の責務

- ・ 議会は、条例の制定や予算・決算等の議決、政策提案等を行うとともに、行政の活動を監視します。
- ・ 議会は、活発に自由な討議を行い、十分な審議を尽くすとともに、広く市民の意見を聞き、政策の決定に適切に反映させます。

▪ 開かれた議会

- ・ 議会は、市政における議論の内容を積極的に市民に提供し、市民に分かりやすく、開かれた議会運営を行います。
- ・ 議会は、重要な意思決定を行う場合には、公聴会制度や参考人制度を活用し、専門家の意見を取り入れるなど、市民の意見を求め、これを反映するよう努めます。

▪ 議員の責務

- ・ 議員は、議会の機能を発揮できるよう、地域の課題や市民の意見を把握し、市政全体の観点から的確な判断を行います。
- ・ 議員は、市民の代表者として、高い倫理観の下、誠実に職務を行い、自らの発言や行動に責任を持ちます。

▪ 議員の情報公開

- ・ 議員は、議員としての活動や政策決定について、様々な方法で、分かりやすく市民に伝えることにより、市政に関する情報を共有します。

▪ 議員の研鑽

- ・ 議員は、政策形成能力の向上のため、自己の研鑽に努めるとともに、市民の代表者として、市民の福祉の向上のために発言し活動します。
- ・ 議会は、議員の情報収集や政策立案を補助する組織として、議会事務局体制を充実・強化します。

【条文比較表（議会）】

	川崎市自治基本条例 (H17. 4. 1施行)	静岡市自治基本条例 (H17. 4. 1施行)	豊田市自治基本条例 (H17. 10. 1施行)	札幌市自治基本条例 (H19. 4. 1施行)	岐阜市住民自治基本条例 (H19. 4. 1施行)	新潟市自治基本条例 (H20. 2. 22施行)
議会	<p>第2章 自治運営を担う主体の役割、責務等</p> <p>第2節 議会 (議会の設置)</p> <p>第10条 市に、議事機関として、選挙によって選ばれた議員で構成される議会を設置します。 (議会の権限及び責務)</p> <p>第11条 議会は、市の重要な意思決定、市の事務に関する監視、政策の立案等を行います。</p> <p>2 議会は、前項の権限を行使するに当たり、市民の意思が適切に反映されるよう必要かつ十分な会議を行うとともに、議会活動について市民との情報の共有化を図り、開かれた議会運営に努めます。 (議員の責務)</p> <p>第12条 議員は、地域の課題や市民の意見を把握するとともに、市政全体の観点からの確かな判断を行うことにより議会が前条第1項の権限を適切に行使できるよう努めます。</p> <p>2 議員は、市民に開かれた議会運営の実現に寄与するための活動を行うよう努めます。</p>	<p>第5章 市議会の役割及び責務 (市議会の役割及び責務)</p> <p>第17条 市議会は、市の議決機関であるとともに、市の執行機関に対する監視機関として、その責任を認識し、その機能を十分に果たすよう運営しなければならない。</p> <p>2 市議会は、市民に開かれた議会運営を図り、市議会に対する市民の関心を高めるとともに、市民の意見をまちづくりに反映させるよう努めなければならない。 (市議会議員の役割及び責務)</p> <p>第18条 市議会議員は、市議会の役割及び責務の十分な認識の下に、総合的な視点に立って、公正かつ誠実に職務を遂行し、市民の信託にこたえなければならない。</p> <p>2 市議会議員は、市民自治によるまちづくりの推進のため、政策立案能力の一層の向上に努めなければならない。</p>	<p>第3章 自治を担う主体</p> <p>第2節 議会 (議会の責務)</p> <p>第10条 議会は、直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であることから、市民の意思が市政に反映されるよう努めます。</p> <p>2 議会は、市政経営が適正に行われるよう調査し、監視機能、政策立案機能等を果たします。 (議員の責務)</p> <p>第11条 議員は、自らの役割と責務を認識し、公正かつ誠実に職務を遂行します。</p>	<p>第3章 議会及び議員 (議会の役割及び責務)</p> <p>第10条 議会は、本市の意思を決定する機関として、及び執行機関を監視する機関として、その役割を果たすとともに、機能の充実強化に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を把握し、政策の形成に反映させるものとする。</p> <p>3 議会は、政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査研究を行うとともに、参考人制度等により広く専門家等の知見を生かすよう努めるものとする。 (市民に開かれた議会)</p> <p>第11条 議会は、十分な討論により市政における争点を明らかにするとともに、審議に関する情報を公開することなどにより、開かれた議会運営に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、議会の活動内容に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、広く市民の声を聴く機会を設けるものとする。 (議員の役割及び責務)</p> <p>第12条 議員は、この条例に定める議会の役割及び責務を果たすため、総合的な視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。</p> <p>2 議員は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴き、これを政策形成及び議会の運営に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>3 議員は、調査研究活動等を通じ、議会における審議及び政策立案活動の充実を努めるものとする。</p>	<p>第4章 市の責務 (市議会)</p> <p>第9条 市議会は、市政の審議及び議決機関として、市民の意思を代表し、住民自治の実現に寄与するものとする。</p> <p>2 市議会は、市民の意見をまちづくりに反映させるよう努めなければならない。</p> <p>3 市議会は、市政に対して監視機能、政策立案機能等を発揮し、住民自治の充実に努めなければならない。</p>	<p>第2章 各主体の責務等</p> <p>第2節 議会 (議会の役割及び責務)</p> <p>第8条 議会は、本市の意思を決定する機関としての責任を自覚するとともに、執行機関を監視する機関としてその役割を果たし、並びに市勢の進展及び市民自治の推進に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、市民の意思を的確に把握して政策の形成に反映させなければならない。</p> <p>3 議会は、政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査研究を行うとともに、市民、専門家等の知見をいかすよう努めなければならない。 (市民に開かれた議会)</p> <p>第9条 議会は、議会活動について市民に対する説明責任を果たすため、特別な理由のない限り、会議を公開し、議会の保有する情報の共有化を図る等開かれた議会運営を行わなければならない。 (議員の役割及び責務)</p> <p>第10条 議会の議員(以下「議員」といいます。)は、市民の負託に応え、議会が第8条に規定する役割及び責務を果たすため、自らの役割を深く自覚し、政治倫理の確立に努めるとともに、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 議員は、市民の多様な意見及び要望を集約し、総合的な見地で市政に反映させることを行動の指針としなければならない。</p> <p>3 議員は、議会における審議及び政策立案活動の充実を図るため、調査、研究等の活動を通じ、不断の研鑽さんに努めなければならない。</p> <p>4 議員は、市民に開かれた議会運営の実現に寄与するための活動を行うよう努めなければならない。</p>